

厚生常任委員会

平成22年5月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	西 卷 昭 男
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪 川 恭 弘
環 境 対 策 課 長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯 川 敏 明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西 梶 浩 司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

この度11日の改選で私が委員長、小林委員が副委員長ということで、不慣れでございますけども、理事者の方、委員さんにつきましてもこの厚生常任委員会スムーズにいきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がありましたので、異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思ひます。

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 2分 休憩 ）

（ 午前 9時 2分 再開 ）

委員長

それでは、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

まずはじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、小林委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願ひいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに1. 継続審査案件であります（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、3月議会以後の進捗状況につきまして、2点ほどご報告をさせていただきます。

まず、1点目、3月議会で議決いただきました事業系ごみの搬入方法及び処理手数料の改正、家庭剪定枝葉・草類の分別収集への諸準備であります。

3月24日に議決いただきました後、事業系ごみにつきましては、排出事業所に対しまして、3月30日、31日の両日におきまして、事業系一般廃棄物の搬入方法変更についてのパンフレットを町内事業所すべてにポスティングによりまして配布したところでございます。なお、本日資料1といたしまして、排出事業所にポスティングいたしましたパンフレットを配布をさせていただきますので、後ほどご確認をいただければと思います。

そのパンフレットをポスティングした際、定期的に当町の処理施設に搬入する際に必要な搬入登録申請書を同封しております。その後、登録申請手続きをされました排出事業所につきましては、その申請時に、再度、今回の搬入方法及び処理手数料額変更の趣旨説明を行い、協力を求めたところであります。また、期日までに搬入登録申請されませんでした排出事業所に対しましては、再度4月23日付で、同じパンフレット及び搬入登録申請書を郵送で送付をしたところであります。

その結果、5月18日現在で、新規登録24事業所を含みます78事業所より搬入登録されておりますが、過去に当町に搬入登録の実績がありながら、今回、まだ搬入登録のされていない事業所もございます。これらの事業所につきましては、パンフレット等が本社やあるいは幹部社員にまでに十分行き届いていない可能性もあることから、近々、順次、排出事業所を訪問し、直接面談のうえ、事業概要の説明を行い、また搬入登録申請も促そうと計画をしているところであります。

そうしたなか、排出事業所の反応とございますか、意見であります。現在まで、電話、あるいは登録申請の際にご要望なり、ご意見をいただいた件数は、約25件で、そのほとんどが90リットル用など大きな袋を用意してほしいとの要望であります。以前、町が訪問指導した際には、2事業所を除き、す

すべての事業所が45リットル用の袋を使用しているとの調査結果であったわけですが、今回、袋が有料になることによりまして、大きい袋にできるだけ多く詰めこみ、なんとか袋の使用枚数を抑えたいことからの要望であることが、お話を聞くなかで垣間見ることができました。今後、状況を見るなかで、研究はしていくが、当面大袋は45リットル相当袋でいくと回答をしているところであります。

また、その他では、古紙類の資源化について、古紙回収業者を紹介してほしい。あるいは袋の購入方法について協議させてほしいといった質問、ご要望などをお受けしているところでありますが、1事業所だけ、今回の町の施策につきまして、小さい店を排除しようとするような施策で賛同はできないと反対の意思表示をされておりました、何度か電話ではお話しをさせていただいておりますものの、今日まで合意はされておらず、今後、直接お店のほうを訪問し、お話をさせていただく予定にしているところであります。

なお、排出事業者への今後の周知につきましては、6月中に7月1日より役場窓口で指定袋を販売する旨の通知を行う予定にしておりまして、その際にも本事業の趣旨等を再々度説明し、事業者の方々にごみ減量化・資源化への取り組みの動機づけとなるような啓発を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、事業用指定袋の作成状況であります。今年度につきましては、袋の使用枚数等の実績がございませんので、これまでの事業系ごみの搬入量から、45リットル相当袋を25万枚、30リットル相当袋を5万枚と想定し作成することとし、4月30日に指名業者3業者によりまして、競争入札を執行したところであります。その結果、株式会社インテリムジャパンが、税込み225万8,550円で落札をしております。今後6月23日までに指定袋が納品され、7月1日より販売し、8月2日の月曜日より指定袋による搬入開始となる計画であります。

次に、同じく3月議会で議決をいただきました家庭剪定枝葉・草類の分別収集への取り組み状況であります。家庭剪定枝葉・草類の分別収集につきましては、指定袋の販売が9月1日から、分別収集開始が10月からであります。

また、分別自体につきましては、それほど難しいものではございませんの

で、町が主催する自治会などを対象とした分別収集説明会の開催は計画をしておりませんが、自治会等から説明会を希望される場合は開催をさせていただき予定にしているところでもあります。

次に、住民の方々への周知であります。まず今年5月22日に開催されます自治会連合会総会におきまして、各自治会長様に口頭ではございますが、事業の簡単な説明をさせていただいた後、6月中にも次は書面で各自治会長様、あるいは環境保全推進委員様に新たな分別収集のお知らせをさせていただき、住民の方々からのお問合せ等に対応いただくこととしております。

そして、8月号広報紙で住民の皆様には剪定枝葉・草類の分別収集のお知らせをし、8月中旬には斑鳩町のごみの分け方・出し方改訂版を配布し、そのなかで詳しい説明文の挟み込みを行う予定にしております。そして、9月中旬に再度、分別収集についての簡単な説明文を各家庭にポスティングし、周知徹底を図ってまいる計画にしているところでもあります。

なお、家庭剪定枝葉・草類の指定袋につきましては、今年度15万5千枚を作成することとし、6月15日の入札執行に向けて現在、準備を進めているところでもあります。

次に、先ほど町長の挨拶の中でも触れられておりました、レジ袋削減に関する環境協定の締結であります。3月議会の当委員会におきまして、環境協定締結の概要につきましてご報告をしておりますが、先般4月12日月曜日に、無事、調印式を執り行うことができましたので、改めましてご報告を申し上げます。今回、レジ袋削減に関する環境協定を締結いたしましたのは、まねき屋法隆寺店、セブンイレブン斑鳩町龍田店、セブンイレブン斑鳩町法隆寺東店、セブンイレブン法隆寺インター店、ローソン斑鳩龍田西店、JR西日本デイリーサービスネット・ハートイン法隆寺店、ファーマシー木のうた法隆寺店、斑鳩町商工会の7店舗1団体であり、それぞれ店舗・団体の代表者、地球にやさしい生活推進協議会、愛称「エコるが」の会長、そして斑鳩町長の3者が環境協定書にサインをし、今後、店舗や商工会はレジ袋削減に向けた取り組みを、「エコるが」や行政はその取り組みを様々な形で支援することで、事業者、消費者、行政が協働して取り組んでいくことを約束したものでございます。

今後、それぞれの立場でレジ袋削減に向けた取り組みを進めていくわけですが、行政としては、まず消費者の方々にレジ袋削減に向けて3者が協働して取り組んでいくことのPR、あるいは消費者の方々にマイバッグ持参での買い物を推進していただくための啓発ポスター、あるいは斑鳩町のコンビニ共通のレジ袋不要カードなどを作成し、各店頭に掲出いただくなど取り組みの支援を図ることとしているところであります。

なお、今回、町内スーパーでは2店舗、あるいはコンビニで1店舗、趣旨には賛同いただいたものの環境協定の締結まで至らなかった事業者につきましては、今後も様々な機会を通じまして環境協定を締結できるよう働きかけますとともに、今後、新たに店舗等が進出されましたら、都度、協定の締結を呼びかけてまいりたいと考えているところであります。

以上が、3月議会以後の主な進捗状況であります。

次に、平成22年度におきましても環境保全あるいはごみ減量化・資源化に向けた様々な事業を展開をしていきますが、拡充する事業、あるいは新たに計画している事業、あるいは以前ご報告申し上げた事業で、詳細が決まりました事業につきまして、その概要をご説明をさせていただきます。

まず、平成21年度、昨年度から実施しております生ごみ分別収集モデル事業の拡充であります。平成21年度におきましては、モデル自治会2自治会152世帯、モデル世帯20世帯で実施いたしましたモデル事業であります。平成22年度、今年度は500世帯まで拡充し、更なる排出時や収集時の問題点を掘りおこすこととしております。モデル自治会につきましては、昨年度から引き続きまして、幸前自治会、白石畑自治会に加えまして、並松連合4自治会がモデル自治会として6月より協力いただけることとなっており、合計6自治会446世帯になる見込みであります。

また、個人レベルで参加できますモデル世帯につきましては、5月号広報誌におきまして募集しており、昨日現在で、昨年度の20世帯に加えまして、9世帯の方が新たに応募いただき、計29世帯の方にご協力をいただいているところであります。今後も引き続き、モデル自治会、モデル世帯を募りまして、焼却によります環境汚染の危険性の未然防止、あるいは焼却施設や最終処分場の延命、資源の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

次に、こちらも3月議会におきまして、今年度当町で開催されることをご

報告いたしました「地球環境を考える自治体サミット」であります。その詳細であります。環境問題に積極的に取り組んでいる首長が自ら集い、相互に意見を交わし、地域からの地球環境保全活動を推進・発信する場とすることを目的に設立されております「地球環境を考える自治体サミット」であります。平成22年7月15日木曜日、16日金曜日の2日間、いかるがホールを主会場に開催することが決定をいたしました。日程につきましては、7月15日木曜日、午後2時より開催し、まず、基調講演として、ネットワーク地球村の代表、高木 善之さんを講師にお迎えし、「選択可能な未来～美しい地球を子どもたちに～」をテーマにご講演いただく予定にしております。この基調講演につきましては、広く住民の方々にも傍聴していただけるようにしておりますので、当委員会の皆様にもご案内をさしあげる予定にしておりますので、ご参加のほどよろしくお願ひ申し上げます。講演会の後、自治体サミット加盟の26市町村によります交流会が1日目の予定であります。7月16日金曜日、2日目につきましては、朝からサミット加盟自治体の皆様を斑鳩文化財センターにご案内し、その後、中宮寺鳩和殿におきまして、総会とサミットを開催する予定であります。

今回のサミットのテーマは、「地球温暖化防止に向けて各自治体の果たすべき役割」とし、参加自治体の意見を集約し、大会宣言を採択する予定で、お昼にはサミットを終了したいと考えているところであり、すでにサミット加盟自治体には参加案内を差し上げているところでもあります。参加自治体が確定いたしましたら、当委員会にも改めましてご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

最後に、「斑鳩町一般廃棄物処理計画」の策定であります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定によりまして、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされており、当町におきまして、この規定にもとづき一般廃棄物処理計画を定めているところであり、この処理計画が平成22年度末で満了となることから、今年度中に新たな一般廃棄物処理計画を策定する必要がございます。

このことから、秋ごろには、処理計画（案）を策定し、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会の意見を聞き、年度内には平成23年度から向こう5年間の一般廃棄物処理基本計画をまとめたいたと考えているところでありまして、処理

計画（案）がまとまりましたならば、当委員会にご報告申し上げてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

なお、平成21年度のごみ処理量、資源化状況等につきましては、6月議会会期中の委員会でご報告申し上げたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 事業系一般廃棄物の搬入方法についてのご説明、今していただいた中で、説明聞いててちょっと気になったところをお尋ねをしたいと思います。

搬入実績があるけれども、まだ出していただけてないというところについては、その本社や幹部社員まで届いてないのではないかということで、再度訪問したりするというご説明ありましたが、それにしても数がちょっと少ないのかなと、数については課長が触れておられなかったもので、この搬入実績がある事業者数についてきちっと今までの数字を教えてくださいというのと。それとですね、1事業者だけとはいえ、小さいお店を排除しようとする考え方を押しつけられているようなふうにとられて、賛同できないと明らかにおっしゃっておられるような事業者さんがある中で、最後まで協力しないということになった場合ですね、どういう方法で、この事業者さんはごみを出すことができるのかなと、ちょっと心配しております。そこのところ、もうちょっと詰めてどんなふうにしていこうかと考えておられるのか、この2点、とりあえず、この点についての2点をお尋ねしたいと思います。

環境対策課長 これまで当町に搬入登録をされました事業所は107事業所でございます。今回新規24事業所を含む78事業所が登録をされておりますので、過去に登録実績がありながら、まだ登録されていない事業所については53事業所ということになります。

もう1点、苦情をおっしゃっている店舗があるわけですが、現在のと

ころ8月以降指定袋に収納しないといた宣言はされておられません。この事業に対しては反対やということだけで、8月以降も今のままの透明袋を継続するよという宣言はされておられませんので、当町といたしましては8月以降は町の施策に協力をいただけるのではないかと期待をしております。また、それまでの間、合意形成が図れるよう、粘り強く今回の趣旨を説明してまいりたいと考えているところです。ただ、8月以降指定袋に収納されず、そのまま透明の袋に収納したまま町の処理施設に搬入された場合は、それはルール違反ごみということになりますので、受け入れすることはできませんので、お持ち帰りいただくということになります。以上です。

里川委員　　そうだろうなというふうには思っておりますね。やっぱり私もこの事業者の問題の時にどうなんだろうと、事業者さん、斑鳩町にも今お聞きすると実績107あると、そういう事業者さんがどんなふうにお考えになっておられるかということは、この条例改正の時に賛成しながらも気になっていた部分なんですけども。ただ言えるのは斑鳩町の町民の皆さんが各家庭で出しているごみについてはそのようにして皆さんが分別をし、そして指定袋を使って努力をいただいている、減量に向けて、リサイクルに向けて、努力をいただいている、同じ町に住む事業者さんも町民と同じように努力をいただくと、この視点をもってね、やっぱり確信を持って事業者さんにきちっと対応していただけたら、事業者の皆さんも理解をしていただけるのかなと。またそういう共存していくためにはね、理解してほしいということでね、私もそういう思いを持っておったんですが、ただ、2回目郵送までしていただいたけれども、やっぱり半分の事業者さんがね、まだ出さずしていただけてないというところについてちょっと心配をしておりますし、担当もまだご苦労していただかなあかんですが、これまあ早急に、早く皆さん確認を取っていただくということが大事かなと思います。際になってトラブルがいろいろ出てきたら困りますのでね。大変ですけども、まだ半分ということちょっとしんどい状況かなとは思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点バイオマスタウン構想、この間にいろいろご説明受けたんですがね、ちょっと委員長に提案っていうんですか、このバイオマスタウン

構想なんかにつきましてはね、新たに国会のほうでバイオマスについての法律とかこの間にできてるんですね。われわれとしてはそういうものをあまり十分に把握しないまま、斑鳩町もこういう構想してるということもありましてね。またこの件についてもね、いっぺんそういう国の流れなんかも自分達もきちっと理解をせんとあかんのちがうかなということですね。またいっぺん委員会として勉強会なども、これに関してやっていただけたらありがたいなと思うんです。これは提案、重要な継続審査案件の内容ですのでね、ぜひまた勉強していきたいということで、取り組みをお願いしたいと思います。

委員長　　今、里川委員のほうから、バイオマスタウン構想、一定の理事者から3月議会ですか、いただいておりますし、その辺の勉強も、今後、委員としてもする必要があろうと判断しておりますので、その辺また、委員さんもよろしく、議長としてもご配慮よろしくお願いします。

他に。　宮崎委員。

宮崎委員　　ちょっとお聞きしたいんですけど。指定袋導入の理由っていうところを読んでたんですけど。一般の方のごみの袋の手数料っていうのか、いただいておりますよね。それもごみ処理手数料も含めていますので、って書いているんですけども、どういうものが入っているのかちょっと教えていただけますか。

環境対策課長　　一般的には、ごみ袋の代金を徴収して、それに上乗せする形で処理にかかる費用の一部を負担していただくということは、指定袋販売による処理手数料の徴収方法ということになるんですけども。その割合についてのご質問になるのかどうかちょっとわからないんですが、そういったことで、袋代金に処理手数料の一部を含めるといった方法であります。

宮崎委員　　それでしたらね、私はちょっと合点いかへんかったんは、一般ごみは回収に行っていただけますよね。事業所は搬入してくれということで、ここに書いているのが、指定袋のところに皆経費が入っているということで、これ実際事業所のごみ袋のほうが高いわけですね。それで搬入して来いということは、それにまた交通費、もしくは搬入料っていうのがかかってくるんですよ。

ね、利用者さんに。それでなんでこのごみ袋が高いのかっていうのと、これで持って来てもらうっていうチラシ出されておられますんで、これで行くんやっていうんでしたら、その点しっかり事業者さんのほうに説明しないと、事業者さんのほうは、もしこれ自分で持って行くにしても、他の業者に頼むにしても、持ち込みするのに費用がかかるわけなんで、その辺の説明もちゃんとさせていただかないと。その辺でちょっと事業者さんと一般ごみとの違いっていうのが、私もちょっとこれ、理解しにくいかなって思って聞いてたんですけどもね。ごみ袋、その値段の設定っていうのは、どういうふうな経費、一般ごみは取りに来てくれる、でも事業者さんは持って来いということで。その辺のごみ袋の経費っていうのが、事業所が高いっていうのが、私はちょっとね、その辺がちょっと理解できなかったんですけど。事業者さんのほうにもそれを十分理解してもらうように説明してもらわないと、これで反対される理由にもなると思うんですけどもね。同じ町税、なんなり払っておられる事業者さんなんで、一般の方と区別するっていうのはちょっとうまいことやらないと、あとでもめること、問題になると思いますんで。

それともう一つ、最終処理場の利用のことなんですけどもね。最終処理場の、今聞かせてもらった周りに堆肥化のことで各自治会にお願いしているということで。私、前ですけど、一般質問で最終処理場の利用っていうことでちょっと質問させてもらったんですけど。今、町はそのほう考えておられないということで、その時の回答が臭いとか虫とか、あと音とかいうことも言っておられたんですけども。もしその辺で白石畑とかその近くですね、自治会が理解していただけたらそのほうも、これは要望なんですけど、最終処理場の利用方法もちょっと考えていただけたらなと思うんですけども。

委員長

今、宮崎委員から2点ほど質疑がありました。料金につきましては3月議会で一応、慎重審議させていただきまして、決定をさして、条例改正で委員会として了承していただいて、満場一致で議会を通過しております。その辺も含めて理事者の説明をよろしく申し上げます。 西本住民生活部長。

住民生活
部長

まず指定ごみ袋の関係でございます。この事業系の一般廃棄物につきましては、本来、事業者は事業活動から発生した廃棄物を自らの責任で適正に処

理をしなければならないという責務がございます。そういった中で、町にその処理を委託されるわけですけれども、処理費用を負担していただくのは当然というふうに考えております。ただ、一般家庭系のごみと違いますのは、一般家庭系は生活のために出たごみ、また事業系の一般廃棄物につきましては営利目的、事業で出たごみということで、若干ご負担の割合を事業系、事業者の方には高くさせていただいております。これはひとつはごみを減らしていただくという理由がございます。そういう目的がございますけれども、町としましては、事業者7、行政3という負担割合、これは委員会でも申させていただきましたけれども、そういった割合で事業系一般廃棄物を処理する費用を7対3の割合で按分いたしますと、袋は前納制でございまして、これは処理手数料ということでございますけれども、これが160円程度になるというふうに計算をさせていただきました。近隣の奈良県下の市町村等も勘案いたしましたなかで、160円という金額が他の市町村でもございますので、町としては妥当な金額だろうと考えております。業者の方には搬入する費用もかかるということでございますが、さきほども申しましたように、やはり事業者の方は営業もされていて営利を目的とされているということで、自らが持ち込んでいただくというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それと、最終処分場の関係でございまして、剪定枝葉、草の臭い、虫の関係でございまして、今のところもう既に業者の剪定枝葉、草の集積場所、積み替え場所として最終処分場を利用させていただいておりますけれども、特段問題は聞いておらない状況でございまして。今後この9月、10月から住民の方も草の仕分け等をさせていただく中で、そのあたりも十分配慮して、また、対策を講じる必要があれば、白石畑地域の皆様方にご迷惑をかけないように考えてまいりたいと、このように思っております。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 もう1点、ちょっと忘れておったんですが、これは今後のことになっていくんですけどね。生ごみの堆肥化に向けてモデル地域を増やしていくということで、これを今後、斑鳩町でできるだけ多くの世帯の皆さんから出る生ご

みについてやっていきたいということになってくると思うんです。これ、効率よく生ごみをやっぱり回収、生ごみだけ回収しようと思ったら、基本的には拠点回収っていうのがもっとも安定的に、そして収集もしやすいということで、私は考えているんですね。そんな中であって、斑鳩町でもこの間ステーション化は非常に進めてきて、有料化になった、そして収集車のステップ乗車があかとなった時にね、有料化した後の住民さんへのサービスとしてね、ステーション化については、積極的に町も各自治会から申し出のあったところ、やっていっていただけてきたという経過についてはわかっているんですけどもね。さらにこの生ごみについてを回収していこうと思った時の拠点回収ということについてね、どのように町は考えてはるのかな、これやっていこうと思ったらちょっとそういう形をとっていかんと、なかなかある程度の世帯でカバーしようと思った時にね、大変やし、そしてその拠点となる場所のないところはなかなかでけへんみたいなことになったりね、していくん違うかな。だから生ごみのリサイクルの堆肥化については、この拠点回収の問題が絶対ついてくる問題かなと思っているんですけど、この辺どうでしょうね。

環境対策
課長

現在当町の目標としては、平成25年度の時点で分別収集世帯を3千世帯という目標を掲げて、それに取り組んでおります。当然、今委員もおっしゃっているように、収集体制が一番この生ごみの収集については一番ウエイトが大きいものがあります。当然、今行っておりますカート収集を継続しつつ、今、生分解性の袋も開発されてますので、そういった袋を用いてのモデルケースも今後は必要でないのかなというふうには考えております。また、当町の道路事情、また市街地形成の関係でどうしてもカートが置けないような地域もあります。そういった地域につきましては、自治会とも協議をさせていただいて、回収日の前日と当日の2日間ぐらい、一般家庭の住民の方の駐車場なり敷地を借りれるところがあったら、そこを貸していただいて収集していく、そういったモデルケースも取り組めないかということで現在考えているところであります。いずれにいたしましても、生ごみの臭気の臭い対策が非常に重要となってまいりますので、これから暑い時期を迎えますので、今のモデル世帯の取り組んでいただいている臭い等を、十分確認しながらその

辺の対策を講じてまいりたいと考えております。

委員長

他にございませんか。ちょっと2点ほどお願いいたしますか、レジ袋の関係ですけれども、商工会とは契約されてますけれども、商工会だけやなしに、商工会の会員さんにもこういうことで協定しているよという周知をしていただくように、商工会に働きかけてほしいということで、その辺商工会だけやなしに、会員さんに300やったかな会員さん、その辺にも周知をお願いしたいというのと、それと、以前からポイ捨ての関係もありますけれども、前委員長のほうから自治会連合会の方に依頼をされています件につきまして、この22日に連合会の総会があるということで聞いてます。その中で担当課も行かれると思いますけれども、できましたらその辺の経緯を次の委員会、会期中の委員会で結構ですので、できましたらその辺の報告をお願いしたいということで、この2点について次の委員会で報告、商工会につきましては、それはどんな格好で会員さんに周知されるのか、商工会といただくようことで、その辺もできましたら次の委員会で報告をお願いしたいと思います。

他に。 小林委員。

小林委員

事業系一般廃棄物のね、収集業者の動きと、なんか今いろいろ活動されているみたいなんですけど、その動きと、それに対する法律的な対策というか、どういうふうな対応を取ろうとしているのか、おしえていただきたいんですけども。

環境対策
課長

町といたしましては、原則排出事業者が自ら当町の処理施設に搬入することを基本としておりますので、収集運搬業者等の動きでありますとか、町はそのへんの関わりについては把握をしていない状況です。あくまで、町のスタンスとしては排出業者が自ら町の処理施設に搬入するということであり
ます。

小林委員

町のほうに公開質問状みたいなん送ってきたりとかいうふうにも聞いていますし。その業者さんが搬入するのに10kg100円でしたかね、今まで手数料をとっていたのをなくすような、ごみ袋を有料化することによって、

それを廃止にするというのも、収集業者さんとそれにお願いしている斑鳩町内の業者さんの間ではそれはあまり分かり合っていないという状況もありましてね。これも内容について細かく周知され、内容が分かっていないので、収集業者と斑鳩町内の業者さんのほうではいろんな勘違いされて、いろんな動きもあるみたいなんですけれども。町のほうとしても、電話がかかってくるたら、きめ細かな対応じゃないですけれども、忍耐強く説明していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 それは要望ですか。

小林委員 要望です。

委員長 理事者で一定の答弁できるんやったら答弁してもろて。収集業者のほうでなんかそういう動きがあるということの質問ですけれど。

 ちょっと休憩します。

 (午前 9時45分 休憩)

 (午前 9時53分 再開)

委員長 それでは再開して、10時10分まで休憩させていただきます。

 (午前 9時53分 休憩)

 (午前10時10分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

 里川委員。

里川委員 先ほどの事業系ごみの中でありました、委員の発言のなかで公開質問状というようなことも出てきたんですが、これの中身について私よく分からないので、どういうことでそういうものが出てきていたのか、そしてまた、それについて町としては対応方どんなふうにしようとされているのか、お聞かせ

いただけたらと思います。

住民生活
部長

公開質問状の件でございます。この公開質問状は2回出ております。1回目は、今年の2月9日で、その内容につきましては、この平成21年12月15日付で、環境対策課から収集業者の事業系一般廃棄物の搬入方法の変更について、町内の事業所に、搬入方法の変更ということでお知らせをしておりますけれども、そういった形での、それを受けてのご質問でございます。

ひとつは、平成11年度から平成22年度までの事業系一般廃棄物の搬入量という質問でございます。2つめには、その12月15日にお知らせをいたしました文書の、事業系一般廃棄物の減量化を強く推進するように、厳しい指摘をしているけれども、どのような調査をもって行政はすすめられてこられたのか、事業系一般廃棄物の利用数、取扱いについての行政の進め方について問われています。また、3つめについては、先々、事業系廃棄物の受入れできない状況を指摘されているが、この根拠と理由は。これについては、衛生処理場がもうかなり古くなってきていると、また全国的に見ても、ごみ処理があと10年後にはパンク寸前であるというような内容を受けて、受入れできない状況が予測されているというふうにいわれております。これはチラシに書いているところでございます。それを受けて、この点の根拠と理由はということで再度聞かれておられます。それから4つ目としましては、このような、指定ごみ袋に事業系一般廃棄物がかわるということで、全国市町村での取り組みは、また近隣市町村での考え方は、ということで、4つめの質問をされておられます。5つ目には、搬入登録事業所のほう、及び事業系一般廃棄物の処理を依頼されている方のアンケート調査は、ということで、アンケート調査をするのか、しないのかといったことのお問い合わせです。また、搬入登録事業者に対して町の認定基準はという、この6点のお問い合わせがございました。それに対する回答を、2月9日に公開質問状が出てまして、その翌月の3月2日に一定の回答をさせていただいております。内容につきましては省略をさせていただきまして、2つめの公開質問状です。

その回答を受けまして、3月10日に再度2回目の公開質問状が出ております。「その回答について、再度ご質問いたしますので、文面回答願います」という公開質問状でございます。ひとつは、現在、斑鳩町では搬入ごみは従

量制による処理処分料金制である、10kg100円で処理をしていると、その処分料金制であり、今回これに関して、各個人飲食店等、環境衛生上、毎日、少量排出事業者の負担の不公平が予測され、公正公平の観点から解決方法をご教授願いますと。要するに、ゴミ袋が30リットル、45リットルのゴミ袋であるけれども、少量のゴミしか出さない事業者については負担が大きいと。そのゴミ袋に買って入れるのには、毎日、飲食業でしたら、ゴミを出していかんなあかんと。十分に余る、袋のなかには十分に余裕があるので、それを毎日出していかんなあかんと。その袋を買っていかんなあかんで、不公平があるのと違うかという内容です。160円で買った袋、100円で買った袋、少量やのに、そんだけかかってしまうという意味だと思います。2つめには、このゴミ減量化の効果を期待して、今回、ゴミ袋の導入を考えておられるけれども、町の深いゴミ意識の方針による諸事情を知り得たく、また、理解ある解決を願い、斑鳩町と、個人事業主、町内のゴミ搬出事業者と、ゴミ関係者の3者で説明会を開催をしてほしいという内容の公開質問状、この2点が3月10日に出ております。それについても一定の答弁をさせていただいております。説明会については、一応開催はする予定はないと、ただ今まで課長も申しましたように、電話でのご意見は伺っていると。そのなかで改善すべきところは改善を考えいきたいというふうな考え方で回答を書かしていただいているところであります。

里川委員　今ちょっと聞いている中で、少量の廃棄物の場合、不公平が生じるなんて言うたら、そんなん家庭のゴミ袋もいっしょですよやんね。家庭ゴミがそんだけようけいらんけれども、ちょっと置いておいて、私なんかは置いておいて、いっばいなるまでちょっと置いておいて、虫除けつけて、出すとか。ほんで、夏場やったら、小さい袋に換えるとか、工夫しながらね、出さしてもらっているから、それは問題にはならないとは思うんですけどもね。ただ、その言うてきてはんのは、町内事業者と運搬業者と、説明会はしないと町は言うてるけどね、そこの意識がね、運搬業者さんの意識というのがね、ちょっとつかめへんなどということもありますのでね。その位置付けも含めて、町内事業者さん、まだあと半分ほど未だお話もさせてもろて、ちゃんと上げてもらわなあかんという、登録の中ではね、そういう作業も残ってると思いますの

でね。そのへんの位置付けというのは、今回の改正の目的のひとつでもありますのでね、その関係ですね、ちょっときちっと、その関係というよりは、位置付け。基本的には自分で搬入していただくところですね。そういう形のところを押さえてお話をしていただく中で、あとは、個人さんやったら、どうしたらいいかわからへんというときは、アドバイスの話もしていただけたらいいかなと思うんですけども。とりあえず、なんと言うんですか、私、そんな話ごちゃごちゃになっているというふうには認識していなかったのが、今日の委員会でえらいごちゃごちゃかのように聞こえたので、ちょっと心配だったのでね、このへん、ちょっと整理をきちっとしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

委員長 他に質問ないですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 町長専決処分について承認を求めることについて(平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、理事者の報告を求めます。

面巻国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事業の(1) 町長専決処分について承認を求めることについて、平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料2をご覧くださいませでしょうか。本補正予算につきましては、平成21年度の医療に係る費用等の歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度からその不足額を繰上充用するものでございます。現在、出納整理期間中であり、繰上充用額の見込額の確定は、これから精査することになり、補正額につきましては現在、空欄とさせていただきます。

おりますが、現時点での補正見込額につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億200万円程度の追加をお願いしていかねなければならないものと考えております。その結果、補正後の予算総額は、34億2,950万円程度となるものと見込んでおります。

はじめに、歳出予算の補正では、下段の歳出総括表（案）の下から2行目の網掛けのところでございます。第12款 前年度繰上充用金を追加し、5億200万円程度の追加を要するものと見込んでおります。なお、平成21年度会計の収支見込みにつきましては、単年度収支において約6,200万円程度の黒字となる見込みでございますが、ただ、これまでの累積赤字がございますことから、今回繰上充用の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入予算の補正についてであります。上段の歳入総括表（案）の下から2行目の網掛けのところをご覧ください。第10款 諸収入で、歳入欠かん補填収入として、歳出補正額と同額の追加をお願いしてまいります。

本予算補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、5月末までに専決処分させていただき、同法同条第3項の規定により、6月の町議会定例会においてご報告を申し上げ、ご承認をお願いしてまいりたいと考えております。なお、予算補正額につきましては、現時点での見込みであり、今後若干の変更が生じることも考えられますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて、平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 今説明を聞きまして、単年度では黒字やということで、それで全然私は安心はしておりませんが、ただね、後期高齢になって一定の人数の方が国保から出ていかれているという状況、しかも高齢者の方というのは収納状況は割と高いと、そういう収納率の高い方が出て行かれて、比較的低い人が残

ったという中においてはね、収納率について後期高齢が始まる前と、今と、変化っていうんですかね、収納率についてどの程度、年度で言えばどの程度の収納率になっているかっていうのを、ちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

国保医療課長　ただ今、収納率の変化ということで、後期高齢者医療制度の始まった前と後の状況でございますが、平成19年度の斑鳩町の現年度分に係ります収納率につきましては93.1%となっております。また、後期高齢者医療制度が始まりました後の平成20年度の数字でございますが91.5%となり、やはり委員申されるように若干の減少はしているところでございます。これらにつきましては県内平均でございますが、19年度は92.4%、20年度は90.1%、また、全国平均19年度は90.5%、20年度は88.4%、それぞれのところにおきましても若干の変化が生じているところでございます。

里川委員　収納率をお尋ねして、県より、また全国より平均としたら斑鳩町は収納率ちょっとがんばって上げてもらっているということですけどもね。常々、とても払にくい国保税でですね、所得から言えば非常に高い国保税というふうな、私はものすごい印象、自分も払ってて思っています。ですから、低い所得の人というのは厳しいと思いますので、私は納付を8期でやってもらってますけども、スタートが遅いですのでね、税の方の確定されてからの7月からの毎月になってきます、毎月やけど8期でやるということになりますとね、1ヶ月の負担っていうのはなかなか構厳しいものがありましてね。その辺本来でしたら毎月、お勤めの方やったら、毎月1ヶ月分を払っていくのを、8期になりますと1.5か月分というふうな形になりますのでね、非常にその後保険料もともと高い上に1.5か月分という感覚で払うということでは負担も高いです。ですから十分納付相談に応じながらね、この収納率の問題もちょっとでも上げていくことが、やっぱり健全な会計運営になっていくと思いますのでね、今後も努力をしていっていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、(2)町長専決処分について承認を求めることについて 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、報告を求めます。
面巻国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事業の(2)の町長専決処分について承認を求めること
課長 について、平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)につ
きまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料3をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成21年度の社会保険診療報酬支払基金、国及び県からの支出金の精算が翌年度に行われることにより、収支に不足額が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度からその不足額を繰上充用するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,938万2千円とさせていただきます。

はじめに、歳出予算の補正についてでございます。下段の歳出総括表(案)の下から2行目をご覧くださいませでしょうか。第5款 前年度繰上充用金で1,361万2千円の追加をお願いしております。

次に、歳入予算の補正についてでございます。上段の歳入総括表(案)をご覧くださいませでしょうか。第1款 支払基金交付金で、支払基金医療費交付金過年度分として801万9千円、審査支払手数料交付金過年度分として2千円、あわせまして802万1千円の増額補正をお願いしております。また、第2款 国庫支出金では、国庫医療費負担金過年度分として447万3千円の増額を、第3款 県支出金では、県費医療費負担金過年度分として111万8千円の増額をお願いしております。

本補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、

5月末までに専決処分させていただき、同法同条第3項の規定により、6月の町議会定例会においてご報告を申し上げ、ご承認をお願いしてまいりたいと考えております。なお、予算補正額につきましては、現時点での見込みでございまして、今後若干の変更が生じることも考えられますが、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて、平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、(3)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、理事者の説明を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成22年度一般会計補正予算（第3号）のうち、厚生常任委員会が所管します予算補正の内容についてご説明をさせていただきます。

資料4をご覧くださいと思います。下の方から5行目になりますが、第17款寄附金で、福祉費寄附金として3万4,000円の追加補正を行っております。歳入については以上でございます。

裏をめくっていただきまして歳出の方でございます。歳出の方では上から3つ目になりますが、第3款民生費で、福祉基金への積み立てとして3万2,000円の追加補正をお願いしております。なお、歳入の3万4,000円と歳出の3万2,000円の差額2,000円につきましては、保健衛生費の健康づくりの推進に充当を予定しております。以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたしま

す。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(4)平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、理事者の報告を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書のうち、厚生常任委員会が所管します分につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料5によりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、福祉課が所管します分につきましては、資料3行目でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業として、事業費金額606万6,000円で、事業の完成が平成22年度になることから、全額を翌年度に繰り越しさせていただいたものでございます。また、財源内訳も未収入特定財源として、同額の606万6,000円となっております。次に、第2項 児童福祉費で、子ども手当支給事業として、子ども手当の円滑な支給にかかります電算システム構築の完了が平成22年度になることから、事業費の全額486万2千円を繰り越しさせていただいたものでございます。この財源内訳も未収入特定財源として、同額の486万2,000円となっております。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、新型インフルエンザ対応事業では、優先接種者以外の低所得世帯への接種助成が優先接種者と同様の枠組みで実施されることとなったものの、接種期間が短期間であり、また既に接種された方で未請求の方がおられることから、1,605万4,000円を繰り越しさせていただいたものでございます。この財源内訳は、未収入特定財源の県支出金として721万1,000円、一般財源で884万3,000円となっております。

以上で、平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書のうち、厚生常任委員会が所管します分の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 そしたら1点だけすいません。この地域介護福祉空間整備等の施設事業で未収となって、繰越明許ありますけども、おそらくスプリンクラーやと思いますけれども、いろいろそういう施設で事故があります、ここは耐震と聞いておりますけども、できましたら早くせっかくの補助金ついておりますので、早く事業をされるように、要望で結構ですので、事業者に対して早くするようにということで、よろしく願いしておきます。

委員長 それでは次に、(5)子ども手当の申請状況についてということで、理事者の説明を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事 それでは、子ども手当の申請状況について報告させていただきます。

本年4月から、児童手当にかわり、子ども手当が支給されます。この手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円を親等に支給するものがあります。この子ども手当の制度開始に伴う当町での対象世帯は2,309世帯で、この世帯の中には公務員の方も含まれておりますが、その内734世帯が新規対象者であり、そして169世帯が額改定者でありまして、4月16日付けで申請書等の送付を行いました。

また、3月31日現在児童手当を受給されている1,575世帯については、そのまま子ども手当に移行いたしますので、申請があったものとみなし、4月26日付で認定通知書の送付を行いました。そして昨日現在の申請状況でございますが、新規申請が421世帯・額改定請求が87世帯、合計508世帯の申請数となっており、56%の申請率となっております。

手当の支給につきましては、児童手当と同様6月、10月、2月の年3回でありまして、各支給月の前月分までの手当を支給いたします。なお、4月から子ども手当が支給されるため、原則として児童手当の支給はされません

が、今年の6月に限り平成21年度分の児童手当の2月分と3月分を支給いたします。このことについては、5月末までに支払い決定通知書でお知らせをいたし、また5月広報にて周知をさせていただきました。

以上、子ども手当の申請状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 今、子ども手当てに関してですね、学校給食の滞納ということで、文科省のほうから動きとしては滞納されている方について子ども手当てを充てるという方向での話が進んでいるような感じがするんですけども、その辺、情報どのようになっているかお聞きかせ願いたいと思います。

清水福祉課参事。

福祉課参事 委員おっしゃった滞納されている学校給食等では、子ども手当の支給をしないとかということは、国からの・・・。

住民生活部長 今、言われてますのは、学校給食と子ども手当と同じ口座を持つということをおっしゃってます。その件について、未だ、県なり、国のほうから正式に通知が来ていない、マスコミ等で知り得ているという状況でございますので、また、そういった内容で通知がありましたらご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

飯高委員 こういった動きについては、今後お聞きするといった形になるんですけども、やはり子ども手当、あくまでも子どもに対しての手当てで、給食滞納されている、されていないという家庭においてはちょっとやっぱり格差というんですか、目的が違うんじゃないかなとは思いますが。その辺について、今後もまた通知が来たらお知らせ願いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 常々、子ども手当はバラマキやって言って、私はこの使い方について疑問を持っているんですが。持ちながらも、こうやって進んできてね、決まっていることやから、町としては粛々とやっていかないかんということの中で、今報告を聞いて、もう今5月の半ば過ぎて、申請がね、まだ半分強って、新規申請とかね、改定の申請、こんなん6月に支給ですやろ。こんなん、期間的に間に合うんかいなって、今説明聞いてて、えーって思ったんですけど、その段取り的にはどうなんですか。

福祉課参事 先ほども申しましたように、児童手当もらっている1,575世帯はそのまま移行しますから、6月10日払いで支払いいたします。ただ、新規対象者、所得オーバーの方とか中学校2年・3年の方が新規対象者、そして額改定というのは今まで児童手当もらっていて、それで次の子どもさんが中学校2年になったら額改定者と言う中で、あわせて903世帯おられます。その中で今56%の申請率でございますが、その方に対しては6月10日払いでお支払いできます。ただ、支払いの関係の中でこれから出てこられる方に対しては、随時払いにいたしますし、5月分を、ですから、今日例えば出されて、子ども手当いつもらえるかとなれば、6月25日、そして7月10日とか。9月まではそういう特例というか、そういう制度がございます。そこまでにしなかった人は明るく月からという、半年分損をされるというような形で進んでおります。以上です。

里川委員 合点はいきました。随時払いを特例として認めて、遅れて出した方にはすると。せやけど、これは時効にして、翌年度に持ち越すことはできなくて、年度変わったらもう受取りはできないと、受取りをできないような制度、さかのぼってはもらえないと、いうことになっているということによろしいですね。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、（６）一日里親会・ふれあいのつどいの日程について、報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 一日里親会とふれあいの集いの日程につきましてご報告いたします。
まず、一日里親会につきましては、７月２６日（月）に実施する予定でございます。次に、心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましては、８月１日（日）・２日（月）で実施を予定しております。それから、身体障害者ふれあいの集いは、８月２６日（木）に実施の予定でございます。
なお、一日里親会とふれあいの集いの行先につきましては、現在未定でございます。よろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、お聞きしたいことがあれば、お受けいたします。
里川委員。

里川委員 これにつきましてはね、当委員会として昨年から付き添いで行くのに、議員も委員定数が多くなったということもありましてね、ついて行く人数についてどうなんかということについて検討してきた経過がございまして、昨年は各行事ごとに３名ずつついて行くというようなやり方にしたんですけども。今年度につきましては、そのやり方をそのまま継承するということによろしいんでしょうか。そしてまた誰がどこ行くというのはね、またそれは委員会終わってからでも決めてもいいことですけど。人数的なことが行政側もそれで行くのかどうかということについてはちょっと確認をさせていただけたらと思いますが。

委員長 今、里川委員から一昨年まで委員会として全員が参加していたと、昨年度から３名、３名ということでもございましたけども、それで別に問題はないということで、ちょっと。 西本住民生活部長。

住民生活部長 昨年度から２班に分かれて行っていただきましてありがとうございます。
今年につきましても委員長とご相談をする中では、委員長のほうにお任せを

したいと、町としては去年どおりでも結構ですということでは、打ち合わせの時に申し添えさせていただきましたので、またご配慮のほうよろしく願いを申し上げたいと思います。

委員長 一応、昨年どおりの方法でさせていただくということで、あとまたこれ終わってから班分けて言いますか、3名、3名ですので、どの班に行くかということで協議をさせていただきたいと思います。

他にないですか。

(な し)

委員長 次に、(7) 介護保険料不納欠損処分について、報告を求めます。
佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成21年度の介護保険料の不納欠損処分の状況についてご説明させていただきます。資料6をご覧くださいと思います。

はじめに1番上段にあります不納欠損処分の事由別内訳でございます。平成22年3月31日付で、介護保険料の規定にもとづきまして徴収することが不能となった者は、合計で、実人数で97人、金額で354万850円となっております。

事由につきましては、全件、介護保険法第200条に規定されております消滅時効による不納欠損処分でございます。これらの不納欠損処分を行った者は、滞納の発生した当初から督促状、催告書等で納付を促してまいりましたが、納付がなく納付交渉が長期化していたもので、それらの時効完成分につきまして徴収権が消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

次に中段、年度別不納欠損内訳でございます。この表は、平成21年度の不納欠損処理を行った年度別の人数と金額を表したもので、1番下にあります平成17年度は93件、255万2,150円、平成12年度から16年度合計では、38件、98万8,700円となっております。次に下段でございしますが、過去4年間の推移でございます。この表は、平成18年度から

平成21年度までの不納欠損処分を行った状況を表しております。平成21年度の不納欠損処分量を平成20年度と比較いたしますと、168万2,850円の増となっております。この増の要因につきましては、消滅時効が到来しているが、不納欠損処分をせずに、今日まで残っていたものがございまして、そうしたものを平成21年度に不納欠損処理したためでございます。

以上が、平成21年度に行いました介護保険料の不納欠損処分の状況であります。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 平成12年とか13年とかこんなは資格喪失で、不納欠損っていうことで、人数も少ないですけどね。だんだん人数が増えてくる中において、そうやって滞納についていろいろ納付相談されてもうまいこといかへんっていうケースが増えて、どんどん増えてきてこうなっているということになるのかなと思うんですが。納付相談される中で、最も大きな滞納の理由っていうんですか、高齢者の方達の、それはどんな状況になっているのかなと、比較的高齢者の方っていうのは滞納したくない、払いたいていう思いの方が多いんですよね。多い中にあっても、これがなかなかできへんという理由としてはどうなんやろうと、町としてはどうつかんではるのかなと、ちょっと気になりますんで。

福祉課長 介護保険料は特別徴収と普通徴収がございまして、委員ご存知だと思いますけれども、普通徴収につきましては、年金が年額18万以下の方が普通徴収の対象となっております。実質的に低所得者の方が多く含まれているということで、基本的にはそういうことが構造的な要因として滞納が発生しているということで考えております。

里川委員 すると1つ確認させてください。ご主人の年金で、奥さんが無年金で、ご主人の介護保険料についてはご主人の方から特徴になっていまして、そして奥さんについては普通徴収ということになってきててね。片一方は年金から

引かれるわ、片一方は普通徴収やわというような家庭もお年寄りの家庭でよくあるんですけれども。これ逆にですね、ご主人が亡くなられて年金を奥さんが遺族年金として引継がれたときの手続きとか、その時に特徴という形を取れてるのか、最初は取れなかったはずなんです、遺族年金がね。今どうなってるのかなということで、ちょっとその辺確認させといてください。

福祉課長 遺族年金は特徴の対象になりますんで、先ほど言いましたように18万超えれば当然、特徴になるということです。

里川委員 遺族年金になっても特徴になっていくのであれば、逆に言えば、今、普通徴収の割合っていうのはどの程度ありますか。特徴はね、いやもおうもなく引いてますけど。普通徴収から割合こういう滞納は生まれてきやすいですけどね。件数とパーセンテージ、どの程度でしょうか。

福祉課長 件数のほうはまた調べさせてもらってご報告させていただきたいと思いますが、調定額で普通徴収と特徴の関係でございまして、3月末時点で、特別徴収は2億9,678万9,970円、約2億9,700万ぐらいになります。それから普通徴収につきましては3,013万5,840円になります。合計の現年度分が3億2,692万5,810円、約3億2,700万ですので、約11分の1になるんですかね、約3億3千万と見ると、その内3千万が普通徴収という形になります。

里川委員 調定額の割合はそうかもわかれへんけどね、保険料そのものの額が普通徴収の方と特徴でいただく方ではちょっと差があるんじゃないかということで、普通徴収の方が低いケースが、保険料がね、低いケースも結構あるんじゃないかなと思いますので。そして今額を聞いて思ったんですけどね、普通徴収が3千万円余りで、やっぱりその中でこれだけ不納欠損していかなあかんという、単年度の不納欠損じゃないけどね。せやけど、そう思ったら不納欠損をせないかん率っていうのは高いなということでね感じたんですけどもね。とりあえず普通徴収の対策っていうのは重要ですし、世帯数と全体の占める割合、これについては後ほど、またお聞かせいただけたらと思います。

委員長 今、普通徴収と特別徴収の世帯数の割合につきましては、この委員会中に、後でまた報告ということによろしいですか。次に進めさせていただきます。次に、（８）国民健康保険税不納欠損処分について報告を求めます。寺田国保医療課参事。

国保医療課参事 それでは、平成２１年度国民健康保険税の不納欠損処分の状況についてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、資料７をご覧いただきたいと思えます。

平成２１年度国民健康保険税の不納欠損事由別内訳表の一番下の行でございます。

平成２１年３月３１日付けで、地方税法の規定にもとづきまして徴収することが不能なものにつきまして、合計で７，２０２万１，９６２円の不納欠損処分を行っております。実人数で２８８人となっております。

この内容を事由別にご説明申し上げますと、はじめに、地方税法第１５条の７第４項で、滞納処分の停止が３年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分することによって滞納者の生活に著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき、こういった場合は、滞納処分の執行を停止することができます。その後３年間この状況が変わらない場合は、納付・納入義務が消滅いたします。この事由により、不納欠損処分を行ったものは１０人、５３１万１，２１４円となっております。

続きまして、地方税法第１５条の７第５項でございます。これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございます。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるものでございます。この事由によりまして、不納欠損処分を行ったものは５人で、１３４万４，１００円となっております。

次に、地方税法第１８条第１項であります。これは消滅時効にかかるもので、時効５年により徴収権が消滅したものであります。この事由により不納

欠損処分を行ったものは273人で、6,536万6,648円となっております。

このように、平成21年度では7,202万1,962円の不納欠損処分をさせていただきましたが、これら不納欠損処分を行いましたものは、滞納が発生した当初から訪問あるいは催告などで納税を促してまいりましたものの、処分するだけの財産がない、あるいは本人が不明で所在がつかめない、また本人が死亡し相続人がいないものでございます。

恐れ入りますが、次のページをご覧いただきたいと思っております。この表は、平成21年度の不納欠損の年度別の納税者数と金額をあらわしたものでございます。表の一番下の欄に、件数と複数年次にまたがっている方がおられますことから実人数を記入させていただいております。

続きまして恐れ入りますけれども、3枚目をご覧いただきたいと思っております。この表は、不納欠損の状況につきまして、平成16年度からの推移をあらわしたものでございます。

平成21年度の不納欠損処分量を前年度と比較いたしますと、平成20年度の2,670万1,985円に對しまして、4,531万9,977円の大幅な増となっております。この要因につきましては、先ほどの年度別の内訳を見ていただいたらおわかりのように、相当古くから消滅時効が到来しているにもかかわらず、不納欠損処理をせず今日まで残っているものがございました。そうしたものを21年度に整理をし、不納欠損処理した結果、このような大きな金額となっております。ご存知のように、国保税につきましては、被用者保険の加入者が一定した所得を安定的に得られる者がほとんどであるのに対しまして、国保保険者はそれ以外の者、低所得者や無職など所得が不安定な者を多く抱えるという構造的な問題等から収納率が低下が余儀なくされ、それが滞納の原因のひとつとなっております。

しかしながら、単に時効により不納欠損とすることは、税負担の公平性の観点から問題がございます。滞納整理につきましては、被保険者と接触する機会をより多く確保し、納付相談や納付指導を密にすることが大切だと考えております。地方税法や国税徴収法などの法令に基づいた処理に合わせまして、文書や電話での催告、臨戸徴収を行っております。

国保税の滞納している方の中には納付能力があるにもかかわらず、国保税

を納付しない方も若干おられます。何度も催告を実施しても自主的な納税がない場合は、強制的な手段で納税に導いております。そのための準備が財産調査でございまして、預金や給与等の調査を行っております、それらの換価価値のある財産が見つければ、差押えをはじめとする滞納処分を強制的に実施しております。

平成21年度の差押え等の滞納処分の実施状況でございますけども、差押えで6件、交付要求で9件で滞納額は478万6千円を処分しており、これらのうち換価または配当があったものは3件で、64万8,805円となっております。

今後不納欠損処分につきましては、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納者の実態を十分把握いたしまして、税負担の公平性が損なわれることのないよう適正な処理に努めてまいりたいと考えており、委員の皆さまにはご理解のほどよろしくお願いいたします。

これをもって報告を終らせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 これも非常に数が多くなってきている理由についても、参事の方から説明をいただきましたけれども。本当に国保税っていうのはね、払にくい、また状況変わったら変わったで、本当に前年度の所得に応じてですので払えない、払にくいっていうことが多いです。ですから、より多くの方に責任を全うしていただけるためにも、そういう減免をするから、きちっと払ってくださいという形もあってしかるべきかなっていうことで、私は以前からそういうことも斑鳩町として考えてほしいということなんかも言ってきたわけなんですけどもね。で、収納率を上げていきたいというふうに思ってます、今回収納率もやっぱり後期高齢ね、始まってからちょっと落ちて、せやけど前期高齢者からくる交付金なんかも結構あったりして、なんとか黒字でいけてるねんけども。せやけどその黒字を上回るだけの不納欠損をやっぱりしていけないかんというようなこの状態はね。循環としては、状況としては悪い循環になってるなということも思います。ですから、この収納率も上げて

いく方法、そして上げるためにはどうすべきなんかっていうこともね、やっぱり国保運協の中でも十分にご議論はしていただけるかもしれませんがね。町としてもきちっとした姿勢を持って、もうこれ以上国保料みたいな値上げしたって、よけい滞納増えるばかりで払われへんばかりでね、ますます大変になるばかりやろと私は思ってますのでね。本当にこの制度で払っていただける、払うべき方に払っていただけるっていう方法を追求しながらね、業務に専念していただけたらなということをつくづく、これを見て思いました。まあ意見としてそれは申し上げておきたいと思います。

それとですね、あと1つちょっと気になっていることが1件ありますのでお聞きしたいんですが、意外とね、若い世代で国保にも加入手続きをせずに、無保険者みたいな人がいてるっていう状況があるように見受けられるんですけれども。そう言うのって言ったら厚生労働省なんかから、そういう無保険者についての対応とか、なんか一般的に、全国的にはこの程度おるんちゃうとか、そういうのなんか、町のほうでつかんでおられる状況があったら、おたずねをしておきたいなと思うんですけれども。

国保医療課参事 無保険者の状況については、現在、把握をしておりますけれども、斑鳩町の場合、短期保険証ということで、2年間ほど保険税を納められない方につきましては、保険証を留め置きをしております。そのなかで、大半の方は取りに来ておられますけれども、中には何人か、そういう方は無保険でおられます。

国保医療課長 ただ今のご質問なんですけれども、実際、どれだけおられるかについては、なかなかつかみきれない部分がございます。そういった意味では把握していないというところがございます。ただ、保険に入ってくださいよと、周知につきましては、広報紙等について、こういった状況になったら加入してくださいよと、相談してくださいよと、いうことについて住民の方に周知しているところがございます。

里川委員 そうしたら、参事もまだ来はって間ない、課長も今年からやから、こういう質問をするのは酷かもわからないんですけれどもね。今まで無保険でおっ

て、加入してなくて、どこにも加入していないけれども、急に体が悪くなったからといって、あわてて役場へ駆け込んで来て、国保に加入するというようなケースもあるのところがかなというふうには思うんですけどもね。これは、まだ来はって間ないですのでね、こういうこともあるんじゃないかということも過去の状況なんかも見る中で、できるだけ多くの方にきちっと国民皆保険ということでね、加入をきちっとしていただく。そして、加入をしていただいた方の所得、生活状況に見合った国保税をいただき、そして滞納が少しでも出ないように心がけていくと、そういうスタンスをもって運営をしていっていただきたい。町としては国がいろいろ決めてきたもとので、やっていかなければならないということもあるかとは思いますが、町ができる最大限のことにこれからも鋭意努力していっていただきたいと、それだけ申し上げて、終わらせてもらっておきます。

委員長 他にないですか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、佐藤福祉課長のほうから、さきほどの特徴と普徴の報告をお願いします。 佐藤福祉課長。

福祉課長 先ほどの平成21年度の件数のほうでございます。3月31日現在で、特別徴収が6,161件、普通徴収が802件、それから例えば転入とか65歳になられた方で、普通徴収・特別徴収、途中でかわられている方おられます、この方で123件、合計で7,086件です。以上です。

委員長 今の報告でよろしいですか。

里川委員 はい。

委員長 それでは次に、(9)健康づくりに関するアンケート調査の実施について、報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、「健康づくりに関する」アンケート調査の実施についてご報告させていただきます。

斑鳩町では、個人の健康づくりを支援するために、「食べる」「動く」「たばこ」「健康管理」の4分野につつまして、平成15年度から平成22年度までの具体的な目標等を提示いたしまして「健康いかるが21計画」を策定しておりますが、今年度はこの計画の最終年ということで、最終評価を行うこととしており、健康づくりに関するアンケート調査を実施することとしております。

調査対象者及び人数につつましては、小学校2年生・4年生・6年生とその保護者で約2,160人、中学生とその保護者で約2,340人、一般成人で1,000人を予定しております。小学生・中学生及びその保護者の方のアンケートは教育委員会を通じまして、学校のご協力をお願いし実施してまいりたいと考えております。また、一般成人につつましては、生き生きプラザ斑鳩の来館者及び環境イベントに参加者された方にアンケート調査を実施することとしております。

また、県は今回の見直しでは、生活習慣病の予防と改善に向けた目標項目を追加設定いたしまして、平成24年度をゴールにした健康増進計画として改定しておりますので、本町といたしましても県の計画と整合性を図り、平成23年度及び24年度の2ヵ年の計画の見直しを行ってまいりたいと考えておりますのでご報告させていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ちょっと1点だけ、前に次世育成世代のアンケート調査あったときには、40何%のアンケート率だったと思うんですけど、できたらアンケートされる率を上げてもらうという努力をしてもらうようお願いしたいと思いません。西梶健康対策課長。

健康対策
課長 小学生及び中学生のアンケートにつきましては、学校のほうにご協力をお願いしまして、学校の時間内におきましてアンケート調査を実施していただきたいと考えておりますので、ほぼ100%に近い回収ができるのではないかと考えております。ただ、保護者の方につきましては生徒に持って帰っていただいてお父さん、お母さん2人のアンケートを回収させていただきたいと思っておりますので、できるだけ回収率を上げたいというふうには考えておりません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(10)平成21年度の生き生きプラザ斑鳩の利用状況について、報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長 それでは、平成21年度の生き生きプラザ斑鳩の利用状況についてご報告させていただきます。資料8をご覧ください。平成21年度の利用状況をまとめたものでございます。平成21年度の来館者は累計で5万7,320人でありました。月平均で4,777人となっております。平成20年度9月から3月までの7ヶ月間では3万683人、月平均で4,383人で対前年比では約9%の増となっております。平成21年度の利用状況であります。会議室は暑い時期の利用は非常に少なく、特に8月の会議室1は311人、大会議室は189人、視聴覚室は16人と利用が少ない状況となっております。子育てルームは、逆に夏休みの始まる7月が1,007人と利用者が多く、暑い時期にこの施設をご利用いただいております。10月から12月に利用者が少なかったのは、新型インフルエンザの影響があったのではないかとこのふうには考えております。足湯の利用は4月、11月、12月は特に多く1,000人を超えており、月平均で809人の利用がありました。歩行浴室は年間を通じてご利用いただいております。歩行浴室は5月の受付から1枠増やしております。

が、今のところ午後3時から4時の4枠目の定員はまだ少しではありませんが、空きがある状況でございます。保健センターは12月が4,038人、1月が3,883人と多かったのは中学生までの新型インフルエンザワクチンの集団接種を生き生きプラザ斑鳩で実施したことによるものでございます。

下の表であります。平成21年度の4月から3月までと、平成20年度の9月から3月までの各部屋の利用率であります。平成21年度は大会議室は45.1%、会議室1は67.9%、会議室2は48.1%、会議室3は38.2%、会議室4は32.4%、視聴覚室は41.6%となっております。会議室は1から空いておれば順番に利用していただいておりますので、会議室1が一番利用率が高くなっているところでございます。

利用率の平均は平成21年度45.6%となっており、平成20年度と比較しますと、平成20年度の利用率の平均は30.3%でありますので、15.3ポイントのアップとなっております。

以上で、平成21年度の生き生きプラザ斑鳩の利用状況について報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 子育てルームのところで、利用状況で利用減の、新型インフルエンザの関係もあったというようなこともおっしゃってたんですけどね。20年度は夏休みが入ってなくて結構な人数が来られてて、21年度は夏休み結構こられたと、そしてインフルエンザの関係で少なくなったということもあるんですけど、私最近ずっと行ってるんですけども、最初のころに比べたら子育てルームの参加が少ないように思うんですね。ですから22年度になったらこの人数がまた減ってくるのと違うかなという、ちょっとそういう気になっているんです。私としてはそういう1歳、2歳、3歳ぐらいの子どもさん達の交流、そして保護者の方の交流ということが非常に大事かなってということもありましてね。ここ力いていただきたいという思いもあって、それでおたずねしたいんですけども、子育てサロンと言って、申し込んでなんかいろいろ

ろ月にいっぺん行事に参加するとかそういうのはそれはそれで別にやっ
てはくれてはるんですけどもね。例えばこの子育てルーム主催で何かを行事す
るからここへ来てくれてはる人らの、例えば運動会しましょうと、いっぺん
何月に運動会しましょうと、来てくれてはる人みんな来てくださいとかね。
そういう子育てルーム自身の行事っていうようなものをね、やって、定着さ
せていく、子育てルームを定着させて、そこへそこへと足が向くという形の
なんか行事みたいなものを考えてやってくればったら、そんな年に1回、
2回でもいいんですけどもね、そういうのはどうなんでしょうね、今のとこ
ろ。

委員長 清水福祉課参事。

福祉課参事 子育てルームの利用でございますが、それ以外にですね、福祉課主催で毎
月子育て講座を年12回やっております。それともうひとつ別個として、子
育てルームは子育てサポーターゆりかごに委託しております、そこ独自の会
員が73人ほどおられますけども、そこ主催として今年度4回事業をしてい
ただきます。それに合わせてうち12回、そして独自の事業4回という中で、
今委員さんがおっしゃったように、もっと1歳から3歳、そして一番大事な
時期でございますので、そういうのを人集めという形で参加できるような
形、お互いにいろんな相談をしながら、今年度ももっともっと来ていただくよ
うにしていきたいと考えております。

里川委員 何か行事で子育てルームに行っている人にこれしますよ、どなたでも来て
ださいって言って、そしたら孫のことやったらおじいちゃん、おばあちゃん
も来てくれはったりするし、見に来てくれはったりするし、そしたら賑わう
し、子育てルームが口コミで広がるし、いろんなことやってほしいな、今参
事も認識していただいているように、これぐらいの年齢の方の発達状況を
きちっと見ていくというのはものすごく重要なことでもあるし。それととも
におじいちゃん、おばあちゃん、ご両親なんか、よその子と交流している
自分とこの子を見て、そして例えば保健センターからいろんなアドバイスい
ただいた時にでもね、今、発達障害で遅れてしまうのは、うちの子は違うと

か、うちの子は大丈夫とか、割とアドバイスしてもらっているのを拒否しはるような家庭があって、そういうご家庭の子どもさんが後々ちょっと遅れてね、大変になってはるっていうようなケースも、斑鳩町内で見てもあるんですね。だから広くいろんな交流をしてもらって、アドバイスとかも早くしてもらって、より健やかな成長をしていってもらえるような取り組みっていうふうになって、ちょっと子育てルームが最近私のぞくと、今までより少ないなって思ってね、ちょっと気にもなっていたんでね。またいろいろより多くの方が参加できるような事業とかもプラスさせて、リンクさせてやっていただけたらというふうに要望しておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(11)いかるがの里クリーンキャンペーンについて、報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 それでは、すでに委員の皆様にもご参加のご依頼をさせていただいておりますが、平成22年度のいかるがの里クリーンキャンペーンにつきまして、資料9にもとづきまして、ご説明をさせていただきます。

今年度のクリーンキャンペーンの開催日につきましては、昨年同様、「ごみゼロ」の日になみまして、5月30日日曜日を開催日としております。

当日、午前7時30分から午前9時30分までの間を基本的な清掃時間といたしまして、参加者の方々はこの時間の範囲内におきまして、各自で清掃時間を設定いただくこととしており、また、当日、午前10時から正午まで、斑鳩小学校運動場で環境イベントを開催し、5月30日は、自ら町内をきれいにし、そして環境を考える1日にしていただければと考えているところであります。

なお当日、雨天の場合は、クリーンキャンペーン、環境イベントともに中止をさせていただきます。

昨年、この「いかるがの里クリーンキャンペーン」は、従来のコース清掃

から参加者が思い思いの場所、コースを清掃しながら、ゴール地点を目指すといった方法に改めさせていただきまして、昨年は約3000名の方の参加を得ましたが、その参加者の方々からいただきましたご意見などを参考に、今回、若干の見直しを加えさせていただいております。

まず、大きな変更の1点目といたしましては、昨年度は、ゴールがイベント会場である斑鳩小学校としたため、みなさんが斑鳩小学校をめざし、結果、斑鳩小学校周辺だけがきれいになったのではないか、あるいはなるのではないか、といった多くのご意見をいただきましたので、今年度は、資料9の中面、左の地図のように27ヶ所の集合・解散場所を設けまして、各自、あるいはグループ、団体ごとに27ヶ所の集合場所に集まっていただきまして、そこでごみ袋等を受け取り、その後、思い思いの場所、コースを清掃いただきまして、最終は、27ヶ所のいずれかの場所でゴールしていただくということに改めております。

この27ヶ所の集合・解散場所には、それぞれ職員を配置いたしまして、ごみの回収、あるいはごみ袋の交換、不法投棄情報の受付などを行うこととしております。この方法に変更いたしますことによりまして、よりお住いに近い地域を重点的に清掃できるようになりますし、当然、イベント会場であります斑鳩小学校も集合・解散場所となっておりますので、清掃しながらイベント会場まで来ていただくこともできるものと考えております。

もう1点の変更は、昨年、特に東や西地域のお住まいの方から、イベント会場である斑鳩小学校まで歩いて行き、イベントが終われば、また歩いて帰らなければならないのは大変だといったご意見に対応するもので、今年度は、クリーンキャンペーンと環境イベントを分離させまして、東・西地区の方は、お住まいの地域の清掃が終わった後、自転車等でイベントに参加できるように見直しをしております。

その環境イベントであります、昨年同様、当町が資源化処理を委託している業者、あるいは環境関係団体によります各ブースでの展示や啓発活動、ゲームや体験コーナーなどの催し、そして、ステージイベントとして和太鼓の演奏、そして、住民の方々から募集をいたしました環境標語の最優秀賞を選んでもらうイベントを計画してございまして、環境標語最優秀賞の選考に投票していただいた方に、賞品が当たる抽選会なども計画しているところ

で、楽しみながら環境を考えるイベントになればと考えているところであり
ますので、委員の皆様もご家族などお誘い合わせのうえ、クリーンキャンペ
ーン、あるいは環境イベントにご参加いただきますようお願い申し上げまし
て、5月30日開催のいかるがの里クリーンキャンペーンのご説明とさせて
いただきます、以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたし
ます。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
佐藤福祉課長。

福祉課長 福祉課から2点ございます。

まず、1点目で、平成22年4月より王寺周辺広域休日応急診療施設組合
におきまして、訪問看護ステーション事業において、24時間体制の緊急時
訪問看護事業を始められました。内容につきましては、申し込まれた方につ
きまして、緊急時の携帯番号をお知らせし、夜間等の緊急時に対応するもの
でございます。なお、追加の費用負担でございますけれども、毎月最初の訪
問サービスを受けられた時に5,400円の保険負担割合、例えば後期高齢
でしたら1割負担ですので540円が加算されます。そういう形でサービス
時に毎月1割でしたら、540円が加算されるという形で実施されます。そ
れが1点目でございます。

それから2点目でございます。療育手帳の「障害の程度」の欄の表示変更
でございます。奈良県では、療育手帳の「障害の程度」の表示はAまたはB
の2区分でありました。それを、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、
B2（軽度）の4区分に変更するもので、平成22年6月1日に県到着分か
ら変更されます。今までも、障害の判定書の「障害の区分」には現在も最重
度・重度・中度・軽度と表示されていましたが、療育手帳はA・Bの2区分
でしたので療育手帳の表示のほうを、それに合わせるものでございます。なお、

障害者の方々への影響でございますけれども、例えば、心身障害者医療や福祉タクシーでAの方がA1やA2に、またBの方がB1やB2になったことにより、例えば、今まで受けていた各種サービスについて、受けられなくなるということとはございません。以上です。

委員長 今の休日訪問看護の24時間体制と療育手帳の区分についての2点についてなんか聞きたいことあったら。 里川委員

里川委員 訪問看護ね、これは24時間やっていただかなあかん事業やったと私は思ってます。なんせ3ヶ月経ったら病院ね、できるだけ出て、地域医療、地域医療言うて言う中でね、重要なことなんです。今ちょっと説明聞いてて分かりにくかったのは、緊急時、緊急時という言葉があったんですけどもね、ただ、呼吸器だったりとか、いろいろ医療的に管理せなあかんのを家族ではなくて、やっぱり看護師さんなりにやってもらわないかんっていうやつを、夜中でも行きますよというものなのか。それとも急に突然、普段から訪問看護受けてはるねんけども、ちょっと急に家族で対応しきれへんで、たまたま来てほしいという、24時間いつでもそういう相談受けて行きますよというものなのかね、ちょっと今の説明聞いてて、はっきり、どういうものなのかつかみきれなかったんで、お尋ねしたいなと思ったんですが。

福祉課長 すいません。今、委員がおっしゃった例えば夜間の訪問看護ですね、する場合の事由によってすべて受け入れできるんか、例えば緊急に急になったから受け入れできるんかのご質問だと思うんですけども、申し訳ございません、ちょっと休日診療のほうに確認させてもらって、またご返答させていただくということでもよろしく願いいたします。

里川委員 老々介護とかね、いろんな中であって、そして診療報酬の関係で3ヶ月経ったら病院からも地域医療、地域医療とシステムになってきている中で、この体制をきっちり確立することは大事なんで、この辺の整理を、訪問看護やっている事業者だけではなく、広域圏でもそういう訪問看護ステーションがそこへ参入していただけるっていうことは非常にありがたいことで

す。ですから、それを充実させて皆さんが使いやすい、使いたいと思ったときに使える24時間であってほしいなというふうに思ったので、ちょっとお尋ねさせていただきました。またきちっとした利用できる状況について、再度また委員会終了後でも結構ですので教えていただきたいと思います。

委員長 他に理事者のほうから報告しておくことは。 面巻国保医療課長。

国保医療 国保医療課から、1点ご報告をさせていただきます。

課長 臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、すべての医療保険の被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられることになりました。

臓器移植は病気や事故によって心臓や肝臓などの臓器が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療のことです。

しかしながら臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなられておられるのが現状でございます。

そうしたことから、改正臓器移植法では「国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用するための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講じるものとする」とされ、当該規定は、本年7月17日から施行されることとなっております。

この改正臓器移植法の趣旨を踏まえ、省令等で規定する健康保険被保険者証等の様式を改正し、被保険者証等の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けることとされ、その改正省令が平成22年5月12日に公布され、本年7月17日に施行されることとなっております。これに伴い、改正前の様式裏面に記載されていた注意事項につきましては、保険者において別途被保険者に周知することとし、保険医療機関等において受診する際の窓口提出に関する事項を除き省略されることとされました。また、改正前の様式による被保険者証等は、当分の間、改正後の様式によるものとみなすこととされ、保険者においては、改正後の様式による被保険者証等の交付準備が整い次第対応することとされております。なお、意思表示につきましては、被保険者ご

本人の判断によるものでございまして、必ずしも意思表示欄に記入する必要はないものとされております。

本格的な運用につきましては、来年度以降の被保険証の交付からの対応になってまいります。関係機関との連携を図るとともに、被保険者の方へはチラシや町広報紙を通しまして、その周知を行ってまいりたいと考えております。以上簡単ではございますが、臓器移植に関する法律の改正に伴う被保険者証の様式変更についてのご説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 そしたら、その他に各課報告事項はございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、3. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 一般質問でも出ていたとは思いますが、子宮頸がんワクチンへの自治体の助成について、具体的にね、取り組みを決定したところがものすごく今増えてきているんですね。ですから一般質問された方もそういうふうな方向性を望んでおられたと思うんですが、私も実はそういう点ではいろいろ調べますと、結構でてきてますのでね。ですから負担については全額のところと一部のところとありまして、私の持っている資料また担当の方にもお渡ししますけれども、全額っていったら結構な金額になると思うんですけどもね、全額負担してはるところも多いですので。これらについて、その後ですね、一般質問あってから後、どうなんでしょう。町として検討の

方は進んでいるのだろうか、どうなのかっていうことを1点お聞きしたいのと、それともう1点は保育料の表なんですけどね、所得税で変わってくる保育料なんで、その保育料の方の表がね、変更されてくるのかな、それは出てくるのかなって思っていたんですが、それがなくて、それって、どういう時点で私たちは議論をせんとあかんようになってくるんか、その辺がちょっと心配やなと委員会を向かえて思ったんですが、その2点お聞きしたいと思えます。

副町長

子宮頸がんにつきましては新たな施策でございますので、私のほうから、ご答弁をさせていただきたいと思えます。今質問者がおっしゃいましたように子宮頸がんワクチン接種の一部助成につきましては、他の議員さんからも一般質問をいただいております、一定のご答弁をさせていただいております。子宮頸がんワクチンの効果と他の自治体の状況とにつきましては引き続き研究をしているところではございます。そうした中で、まず町といたしましては平成22年度の新年度予算におきましても、議員さんもお存知のように子育て支援の拡充といたしまして医療費の中学生までの無料化、及びヒブワクチン接種の助成をまいりました。一部助成でありますけれどもしました。また高齢者の健康対策としての肺炎球菌ワクチン接種の助成をまず実施をしたわけでございます。新年度予算ではご存知のように5千万円の一般財源を予算計上したところでございます。一方、最近の子宮頸がんワクチンについての他の自治体の状況といたしましても、昨日の読売新聞の夕刊ですかね、大きくとりあげられておりますけれども、東京都に引き続いて山梨県も18日に県として助成するというところを実施された。そして今、全国では少なくとも42の自治体が助成を実施、または検討している状況とされております。また一方、厚生労働省におきましては、平成23年度予算での実現を検討したいというコメントも発せられております。これらを踏まえまして、やはり町といたしましても子育て、健康づくりは今日まで力を入れておるところではありまして、引き続き、子宮頸がんワクチンの接種の費用につきましては町財政も含めまして調査研究を引き続き実施をまいりたいと考えておりますので、この件については、このような状況でご理解をいただきたいと考えております。

福祉課参
事

もう1点、保育料の件でございますが、今年の基準が事務担当者会議で案を示されております。その中で国の基準で変わった点は今まで第7段階で分割してたんですが、今年度は8階層まで1階層増えました。その中で見ていくと1から6階層までは今まで同様の、例えば6階層でしたら所得税が10万3千円以上から41万3千円未満というふうになっておったわけでございますが、次に7階層は昨年までは41万3,400円以上は7階層と、それが今度7階層と8階層に分化されましたので7階層が41万3千円から73万4千円という分と、もう1つ8階層は73万4千円以上と、この2つ、所得の高い方に対して保育料を基準額が上がるという中で今年度町はどうするんかということ、過去平成20年度に保育料をアップしております。21年度、22年度据え置きという中で、今年度こういう第8階層ができたので、当然この分は保育料の改定はしていかなければならないとは考えておりますが、これは8月に保育所運営委員会をかけた、そしてまた8月委員会、厚生常任委員会等でご相談させていただいて、またその中で改定するならば条例改正等という予定をしておりますので、そういうことで進んでいきたいと考えております。

里川委員

そうなんです。民主党政権になってから保育料の段階変えるっていうのも私も情報もってましたけどね。それとともに所得税で保育料が決まるとい
う、保育料のシステムで、所得税が変わってくると保育料のほうもちゃんと
整合性を持たせてもらわなあかんということの中でね、どういう考え方にな
ってるんやろということについてすごく私は今関心がありましたの
でね、その点で保育料の基準表を気になっているということで、できるだけ
早くお示しをしていただけたらなと思います。で、副町長答弁していただき
ました子宮頸がんのワクチンの件につきましても、副町長おっしゃるとおり
段々増えてきているから私あえて聞いたんですけどもね。やっぱりこれ子育
て支援でどうのこうのがんばっていただいたと、本当に斑鳩町の施策は進
んだと評価していますが、ただね、これ本来やったら県がやってくれはった
ら、国がやってくれはったらというような内容のものもございますのでね。
今後とも、さっき副町長おっしゃったように厚生労働省もこのワクチンの接

種を考えてるというようなこともありました、やはりこれを国がやってくれるのか、県がやってくれるのか、町が要望をきっちりあげていただくということも含めて前へ向いてやっていっていただきたい。この子宮頸がんのワクチン接種は低い年齢のところで行いますのでね、女性特有のがんのことなんです、このワクチン接種は小学校6年から中学生の間にするところが多いところですので、助成してはんのが。だから一見して子どもさんに影響のあることでもあるということも含めましてね、よく検討していただきたいということで、また上へ、縦の線でも上へ上へと要望も上げていっていただきたいということで、さらにお願いをしておきたいということで終わらせてもらいます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。 池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前11時45分 閉会)

